平成２１年（フ）第１３号
千葉県館山市高井427番地の１
債務者　堀口　弥生
１　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第２３号
千葉県館山市正木1260番地の１
債務者　石井　優子
１　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第３０号
富山県下新川郡朝日町月山新133番地24
債務者　長崎　順子
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第３２号
富山県下新川郡朝日町荒川430番地
債務者　秋島　洋平
１　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第２１１号
石川県石川郡野々市町新庄２丁目239番地の18
債務者　中山　　謙
１　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２１４号
石川県かほく市宇野気１丁目47番地　ディアスＫ202号、従前の住所石川県かほく市森カ11番地３
債務者　岡本真佐美（旧姓大畑）
１　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２３１号
石川県石川郡野々市町太平寺３丁目42番地　ヴィラージュ北誠502号室、従前の住所石川県石川郡野々市町横宮町16番36号
債務者　石屋　忠克
１　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２３３号
金沢市石引１丁目１番35号
債務者　中島　千晶
１　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２５０号
金沢市末町13の66番地　県営住宅２棟３号
債務者　大森貴美恵
１　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２６２号
金沢市三馬２丁目75番地
債務者　荒木千津子
１　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２６３号
金沢市末町13の66番地　県営住宅２棟３号
債務者　大森　弘司
１　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２６４号
金沢市浅野本町２丁目17番30号　ニューはなみずき201号、従前の住所富山市向新庄町３丁目３番23号
債務者　吉田　孝弘
１　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１３４３号
愛知県春日井市石尾台２丁目３番地13
債務者　土田　　實
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４６０号
名古屋市中村区中島町３丁目35番地の１　クレール中島801号
債務者　大野登美子
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５９１号
名古屋市熱田区六番１丁目13―18　プリマヴェール六番町406号室、住民票上の住所名古屋市中川区畑田町２丁目７番地　市営畑田荘６棟102号
債務者　大滝　幸恵
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第４５２号
大津市真野４丁目17番26号　ハイツ沢Ａ、申立時の住所大津市木の岡町31番21号サンシティ木の岡Ａ202号　前々住所島根県仁多郡奥出雲町竹崎1171番地３
債務者　糸原建築こと　糸原　秀義
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１８号
大津市美空町２番６―501号
債務者　才脇　紀子
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
大津地方裁判所民事部破産係